

1967年12月20日公布 歴史景勝地及び歴史的記念物、景勝地、天然記念

物の発掘及び保護に関する条例第67-281号

= 目次 =

総理大臣、閣議長は

教育省の報告に基づき、

1962年12月31日付法律第62-157号を、1962年12月31日公布の規則から国民主権に不利な措置を除き、その更新を目的として、

1930年5月2日公布の天然記念物と芸術的、史的、科学的、伝説的及び独特の景勝地に関する法律及びそれを補完、修正した全文、

1966年3月26日公布の観光区域及び観光地に関する条例66-62号、

1966年6月8日公布の、特に160条に刑法を記した条例66-156号、

1967年1月18日公布の、特に149条に民法を記した条例67-24号、

1966年4月4日公布の観光区域及び観光地に関する1966年3月26日公布の条例66-62号を適用した政令66-75号、

1925年9月14日公布のアルジェリアの歴史的記念物に関する政令、1938年3月3日及び1947年6月14日の政令と1954年11月21日公布の法律による改定政令、

1941年9月27日公布の法律をアルジェリアに適用し1945年9月18日の条例で追認した、先史学、歴史学、芸術及び考古学に係る発掘に関する1942年2月9日公布の政令、

1947年9月10日公布のアルジェリアの広告、掲示及び看板を規定した政令、

アルジェリアの芸術品の領土境界における考古学的且つ先史学的遺跡の監視に関して改定、補完した1949年4月26日の法令に鑑み、

以下のことを命じる。

第一編 総則

第1条〔国有の動産及び不動産〕

歴史学、芸術、考古学の見地から国益を有する動産及び不動産で、国、県、市町村もしくは

公共施設の行政財産及び普通財産の地上及び地下に存在する不動産は、任意の委譲対象物となるかどうかに関わらず、国に所属する。

当該動産及び不動産は、芸術担当大臣の許可がなければ、譲渡又は破壊することはできない。この規定は時効の制約を受けない。

第2条【国の関与】

1. 歴史、芸術、考古学の見地から国益を有する、私法上の私人、個人もしくは法人に所属する地上の不動産は、引き続き当該個人の所有及び収益とすることができる。

2. 国は公益の地役、省庁の査察権及び調査権、査察権を確立する権利を専有する。公的な維持義務には、大規模修理における国の不確定支援が含まれる。

3. 当該物を芸術担当大臣の許可なく破壊することを禁止する。

4. 財物(bien)が有償又は無償で、任意譲渡される場合、国は先買い権を行使する。

5. 国家遺産(patrimoine national)を保存する為に、国はその財に対する所有権の返還、文化財指定、示談による取得、公用の収用など、現規則で定めた条件とは異なる手続きを行使することができる。

第3条【国益を有する動産又は不動産定着物】

1. 私法上の私人、個人もしくは法人が所有する土地に存在する歴史、芸術、考古学の見地から国益を有する動産又は土地に定着する財産の所有権は国に属する。

当該財の収益権を特定保有者が維持し続ける場合、国は地役、特に本条例第2条2項に定めた地役をすべて行使させる権利を専有する。

2. 当該財を譲渡することはできない。また本項は時効の制約を受けない。

3. 文化財指定後、国は当該財を、国家文化財産の保護を目的として国の所蔵物に位置付けることができる。国家所蔵物への編入により、専門家の意見を得た後、当該財は国家による補償の対象となる。

第4条【輸出禁止】

1. 動産であれ、土地の定着物であれ、歴史、芸術及び考古学の見地から国益を有する指定対象物すべての輸出を禁止する。

芸術担当大臣が、行政決定 (arrêté) によってこの禁止規定を適用する対象物の性質又は型を決定する。

2. 国の許可なくアルジェリアから持ち出そうとされた当該対象物はすべて、国の利益の為に押収及び没収する。

第5条【出版許可】

1. 歴史、芸術及び考古学に関して海外又は国内で行なわれた科学的性質の印刷物、アルジェリアに保存された未発行の文書の出版はすべて芸術担当大臣の許可に委ねられる。

2. この規則に違反すると、損害賠償の義務を生じる。

第二編 発掘

第6条【試掘】

歴史、芸術又は考古学に利益をもたらす可能性のある記念物又は物を調査する目的で、試掘 (sondages) の開始又は試掘を許可する権限は、芸術担当大臣のみが持つ。

第7条【考古学区画】

国土を考古学区画 (circonscriptions archéologiques) によって分割する。各区画の責任者は芸術担当大臣の代理人として情報及び実施を代理する。

第8条【職権による試掘又は発掘】

国は、その建物のある不動産が国に所属する如何に関わらず、前記第6条に定めた発掘又は試掘を職権によって実施する。

最終的に不動産所有者との示談による合意が得られない場合、本条例第9条に従い芸術担当大臣の行政決定によって、当該不動産を暫定的に占有することを許可する。

第9条【占有期間】

占有期間は期間延長が可能な芸術担当大臣の行政決定により定める。占有時に、借家現状書を作成する。

発掘終結時に、芸術担当大臣が、不動産を文化財に指定するか、示談によって取得するか、収用するか、賠償金を支払うか、もしくは原状復帰するかのいずれかの決定を行なう。不動産を暫定的に占有した場合、収益権を一時的に剥奪することによって損害が発生する場合には、賠償金の支払いが生じる。

第10条【国等による不動産収用】

国又は地方自治体は、芸術担当大臣の同意により、発掘及び試掘の実施又は続行が必要な不動産、又は発見された遺跡の保護と保存を必要とする不動産を示談又は収用措置によって取得できる。

第11条【取得意思通知後の指定効果】

国又は地方自治体が不動産所有者にその不動産に対する取得意思を通知した日から、その不動産に対して、指定の効果すべてを適用する。通知後七年以内に文化財指定が行われなければ、その効果を失う。

第12条【収用補償金の決定】

収用補償金又は買収額を決定する際、当該不動産に将来発見される可能性のある記念物又は物の価値を考慮する義務はない。

第13条【国家所蔵物】

1.以下の物は国に所属する。

a) 発掘の過程で発見された、又は偶然に発見された物すべて。発見場所の不動産に関する法律条件は問わない。

b) 国の領土であった時点の発掘物又はその時点で発見された物

2.芸術担当大臣は当該物を国家所蔵物に組み入れることを要求できる。

第14条【国への帰属】

アルジェリア領海内の発掘過程で発見された動産、又は偶然に発見された動産の所有権は国に帰属する。

第15条【発見者への助成金】

偶発的に動産を発見して、省庁に届け出た者すべてに対して芸術担当大臣は助成金を支払う。

第16条【発見届出義務】

1.作業又は何らかの行為(fait quelconque)の結果、芸術、歴史又は考古学に関連する可能性のある建物もしくは物が発見された時、その遺跡又は物の発見者と遺跡の発見場所の不動産所有者は市町村の会議長に即座に届け出る義務を負う。市町村の会議長は考古学区画の責任者と知事に情報を遅滞なく伝達し、考古学区画の責任者と知事が芸術担当大臣に連絡する。

2.発見された物を第三者が管理している場合には、管理している第三者が同届け出を行なう責任を負う。

3.不動産所有者は、その建物、基礎、移動不可能な性質の遺跡を、発見現場で一時的に保護する責任を負う。物保管者は、その物に対して同様の責任を負う。

第17条【発見に関わる視察】

芸術担当大臣は、発見がなされた場所並びに発見物が保管された場所を公務によって視察させることができる。芸術担当大臣は、物の保存に有益なあらゆる手段を規定できる。

第18条【大臣による発掘許可】

1.芸術担当大臣は、上述第7条、第8条、第13条及び第14条で定めた条件に則り、その土地が大臣に帰属するか否かに関わらず、万が一の場合科学者、研究者、科学組織の代表者に対して発掘実施を許可できる。

2.その場合発掘は、所轄の公的組織の監視下で行なわれる。

芸術担当大臣は、研究の実施に対して課した規定が遵守されない場合には発掘許可を撤回する。さらに本条例第115条及び第116条に定めた刑罰を適用する。

第三編 歴史景勝地及び歴史的記念物

第19条【歴史的記念物】

- 1.歴史的記念物は国家遺産の一部 (partie intégrante) であり、国の保護下に置かれる。
- 2.歴史的記念物は、国の歴史上 (前史から現在までの) ある時期に所属する景勝地、記念物、動産で、歴史、芸術又は考古学の見地から国益を有するものをすべて含む。

第1款 歴史景勝地及び歴史的記念物

第20条【歴史景勝地】

- 1.歴史景勝地 (site historique) とは、第19条に定めた国益を有する都市又は地方の不動産の総体である。歴史景勝地には、国益を有する範疇の地下埋蔵物を持つ都市、村、建築空間又は非建築空間の全体又は一部が含まれる。
- 2.歴史的記念物は、独立建物のある不動産、建物のある不動産又は更地の全体もしくは一部分と看做される不動産であり、同様にそこに属する地下又は土地に定着する不動産の全体もしくは部分である。それぞれの場合において、上記第19条で定めた国益を有するものである。

第21条【保護措置の対象】

歴史景勝地及び歴史的記念物は、指定で定めた保護措置の対象、又は記念物及び景勝地の補充目録 (inventaire supplémentaire) への登録による保護措置の一時的な対象となる。

第1節 指定

A) 原則

第22条【文化財の指定】

- 1.第19条に定める歴史的利益及び国益を有する記念物又は景勝地を文化財に指定する。

2.景勝地の可視範囲内の建物のある不動産又は更地(immeubles bâtis ou non bâtis)、指定申請中の不動産、補充目録に登録された不動産は、指定できる。

3.本項の適用対象を、指定されたか指定申請中(propose pour le classement)か補充目録に登録された歴史景勝地の可視範囲内に含まれる建物のある不動産又は更地、又は目視でき且つ半径 500メートル以内に含まれる建物のある不動産又は更地とする。

4.指定されたか指定申請中か補充目録に登録された歴史景勝地の場合、その可視範囲は国の判断に委ねる。

5.隔離、撤去、浄化、又は活用目的の不動産、景勝地又は記念物が、指定されたか指定申請中か補充目録に登録された景勝地及び記念物の周囲に含められることがある。

B) 指定手順

第23条【みなし指定文化財】

本条例付録1に掲載した一覧表における景勝地及び記念物は全て、指定文化財と看做す。

第24条【指定審査の開始と指定効果】

芸術担当大臣が指定審査の開始を行政措置として公的又は私的所有者に通知した日から、対象の景勝地又は記念物に正式に指定効果が適用される。通知から三年以内に指定が決定されなければ効果を失う。

第25条【所有者の申請又は国の提案による指定】

景勝地及び記念物は、公的私的に関わらずその所有者の申請又は国の提案によって指定される。

a) 申請による指定

第26条【指定申請者】

1.景勝地又は記念物が国に所属する場合、指定申請はその景勝地又はその記念物の所在地区を管轄する大臣が作成する。

2.景勝地又は記念物が県、市町村又はその他の公共団体に所属する場合、指定申請は法律上の代表者が作成する。

3.景勝地又は記念物が民法上の個人もしくは法人に所属する場合、指定申請はその所有権を有する所有者又は代表者が作成する。

4.いずれの場合も記念物及び景勝地に関する閣議の意見を得た後、本条例第 30 条に従って芸術担当大臣の行政決定によって、文化財に指定する。

第 27 条 [指定申請書添付文書]

1.公的又は私的所有者からの指定申請すべてに、指定されるべき景勝地又は記念物を文字及び図表で表した文書、特に写真文書を添付しなければならない。

2.如何なる場合においても芸術担当大臣は、公的又は私的所有者による指定申請の事実のみに束縛されることはない。

b) 職権による指定

第 28 条 [職権による指定審査開始の通知]

1.芸術担当大臣は、前記第 25 条に従って景勝地又は記念物の指定審査を随時開始できる。

2.景勝地又は記念物が国に所属する場合、審査開始をその景勝地又は記念物が存在する場所の所轄大臣に通知する。

3.景勝地又は記念物を県、市町村又はその他の公共団体が所有する場合、審査開始をその権利を有する代表者に通知する。

4.景勝地又は記念物が公私いずれに所属するものであれ、公共機関に影響を及ぼす場合は、その公共機関の代表者に同様に通知する。

5.歴史景勝地を指定する際、所有権同様、歴史的記念物を共有する場合には、各所有者に通知する代わりに、役所に二ヶ月連続して掲示し且つ官報 (bulletin d annonces légales) に掲載する。

第29条【指定に対する異議】

1. 指定審査の開始を当事者である公的又は私的所有者へ通知した直後から二ヶ月間を書面による異議表明期間として設定する。この期間経過中、所有者からの異議がなければ、指定に承諾したものと看做す。
2. 公共機関又は個人所有者から国の文化的利益に関する優先権という重大理由から指定に対する異議が提出された場合、その異議を記念物及び景勝地に関する国民委員会 (commission nationale des monuments et sites) に委ねる。

第30条【行政決定による指定】

1. 芸術担当大臣は、記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後、行政決定によって指定を宣言する。
2. 国民委員会から六ヶ月間意見表明がなければ、大臣は一方向的に指定を決定する。
3. 前記第29条に記した異議が提出された場合、記念物及び景勝地に関する国民委員会の満場一致がなければ文化財に指定することはできない。

第31条【指定の行政決定の通知】

1. 指定を宣言した行政決定は、本条例第28条で定めた書式と同様の書式で公的所有者又は個人所有者に通知する。
2. 行政決定には指定条件を明示する。

第32条【指定の行政決定の通知】

指定を宣言した行政決定は、いかなる場合にも景勝地又は記念物の所在場所の県知事に通知され、県の抵当権登記所 (bureau des hypothèques) に掲示する。指定の宣言によって、国庫の為の徴税が発生することはない。

第33条【記念物及び景勝地の公式一覧表】

1. 指定景勝地又は記念物は、各県が設定した記念物及び景勝地の公式一覧表 (liste

officielle des monuments et sites) に即座に登録される。

2. 公式一覧表には以下のことを記す。

- (1) 景勝地又は記念物の性質
- (2) 地形
- (3) 指定地の周囲及び必要があれば可視範囲
- (4) 発生した指定地の全体的又は部分的な広がり
- (5) 特殊地役
- (6) 所有者の名称
- (7) 指定決定日

C) 指定効果

第34条【指定効果の範囲】

歴史景勝地の全体もしくは一部分を指定することは、それが建物のある不動産であれ更地であれ、そこに包括される不動産すべてが指定されることを意味する。

第35条【補償権】

指定によって公的又は私的所有者の利益になるような補償権は発生しない。

第36条【指定効果の存続】

指定効果は指定景勝地又は記念物が何人の手に渡ろうとも存続する。

第37条【譲渡の事前許可】

1. 指定景勝地、記念物もしくは指定申請中の景勝地、記念物の全体又は一部分を譲渡する場合は、いかなる所有者も芸術担当大臣の事前許可を必要とする。

2. 有償又は無償の譲渡計画は、その行為に係る公証官及び法定付属吏によって芸術担当大臣に通知されなければならない。芸術担当大臣はどちらの場合にも、本条例第56条に定めた国の先買い行使権を持つ。

3. 芸術担当大臣の権限は通知後二ヶ月間有効である。この期間中に権限を行使しなければ、大臣が譲渡に同意したものと看做す。

4.この手順を遂行せずに行なわれた有償又は無償の譲渡はすべて、芸術担当大臣の要求によって無効となることがある。

第38条【移動、破壊、分割、解体の禁止】

1.指定されたか指定申請中の景勝地及び記念物は、いかなる所有者も、その体又は一部分を移動し、破壊することはできない。

2.所有者が作業又はその他の結果として、指定景勝地及び記念物の全体又は一部分を分割又は解体した時、その行為は正当な権利としては無効となり、芸術担当大臣は分割された部分を発見すべくあらゆる場所を調査し、技術機関の指導の下、原状復帰を命じることができる。現状復帰の為の費用は、犯罪者、売り手及び買い手の連帯負担となる。さらに本条例97条に定めた刑罰を科す。

第39条【所有権と地役設定権】

1.いかなる者も規定により、指定景勝地又は記念物の全体又は一部分の権利を取得できない。地役(servitude)の設定計画は全て芸術担当大臣から事前許可を得なければならない。大臣は四ヶ月以内にその計画の承認又は拒否を通知する。四ヶ月間応答がない場合には、大臣が承認したものと看做す。

2.この条項に反して確立された新しい地役は、当然無効であり、元に戻すことになる。それに際して賠償金は一切支払われない。

3.本条例がアルジェリア共和国の官報に公示された時点における指定景勝地及び記念物又は指定予定の景勝地及び記念物に対する既存の地役は、芸術担当大臣の要求により破棄できる。

第40条【収用の事前許可】

指定景勝地又は記念物または指定申請中の景勝地又は記念物の全体又は一部分の新たな公用開始(affectation)には、芸術担当大臣の書面による事前許可が必要となる。大臣は四ヶ月の期間を設けて、それを承認又は拒否する。四ヶ月間応答がない場合には、大臣が承認したものと看做す。

第41条〔新規建築〕

1.指定記念物又は指定申請中の記念物を支えとした建築物を新たに建造してはならず、またその可視範囲に建築してはならない。

2.指定景勝地及び記念物又は指定申請中の景勝地及び記念物を、その可視範囲も加え、いかなる所有者も芸術担当大臣の特別許可がなければ借家現状書の修正対象とすることはできない。特に本条例第6条から第18条までに定めた考古学発掘作業以外に、伐採、電線又は電話線の地上又は地下への敷設、ガス又は石油の導管、現存する建物の内外への付加、修理又は復元、塗装作業、(床又は壁の)舗装、配管工事、指物細工、衛生器具の設置対象としてはならない。

3.その他の指定景勝地又は記念物もしくは指定申請中の景勝地又は記念物内の動産、加えて可視範囲における永続的な居住投資に対しても同様の許可が必要となる。

4.公的又は私的所有者から表明された許可申請には、必要文書に加えて、その場の原状摘要書及び作業の計画書を添付しなければならない。

5.芸術担当大臣は許可申請日から四ヶ月の期間を設けて、技術機関と相談の上、申請の承認又は拒否、又は現在の計画に修正を加えることを申請する旨を書面にて通知する。四ヶ月経過後は大臣が認可を確定したものと看做す。修正申請がなされた場合、芸術担当大臣は修正計画書の提出日から二ヶ月の期間を設けて、修正案の承認又は拒否を書面にて通知する。二ヶ月経過後承認が確定したものと看做す。作業は承認された計画に沿って行なわなければならない。

第42条〔都市計画所轄省庁からの申請〕

指定されたか補充目録に登録された景勝地又は記念物は、その可視範囲も加えて、都市計画の規定が適用される建設許可を必要とする地域に位置する時、都市計画所轄省庁は建設許可申請を芸術担当大臣に提出しなければならない。大臣は文書の受領日から二ヶ月の期間を設けてその返事を通知する。建設許可の承認、拒否又は修正申請の通知は建築許可に関する決定中で言明し、都市計画所轄省庁が通知しなければならない。

第43条〔国の不関与〕

1.国以外に所属する景勝地又は記念物の指定は、その復元、修理又は維持作業に国の関与を必要としない。

2.維持作業の責任は公的又は私的所有者又は受益者に委託するが、本条例第 41 条に定めた条件で芸術担当大臣が許可した作業は技術機関の監督下で実行する。

3.国は作業の一部を引き受け、指定景勝地又は記念物の国益、原状、計画された作業の性質、及び公的又は私的所有者、又はそれ以外の関係者が承認した活動を考慮した上で、援助の規模を決定することができる。

4.芸術担当大臣は、不確定関係者の援助とともに、公務として国費で、その所有者に関わらず、指定景勝地及び記念物の保全保護に不可欠だと判断される復元、維持作業を連帯で常の実効させることができる。所有者との示談によって同意が得られない場合には、作業を確実に行使する為、芸術担当大臣は指定地又は近隣不動産を一時的に占有することを許可できる。占有は芸術担当大臣の要求によって県条例にて発令し、所有者に通知する。如何なる場合も六ヶ月を超えて占有することはできない。損害が発生した場合には賠償権が生まれ、その金額は現行規定に定めた条件内で決定する。

第44条【定められた期間内での作業】

1.歴史的記念物の維持管理が不足していることを技術機関が正式に認めた場合、芸術担当大臣は指定景勝地又は記念物の公的又は私的所有者全てに対して必要な作業を定められた期間中に行なうことを命じる。

2.作業が期間中に行なわれなかった時は、所有者に責任が生じる。

3.しかしながら、第 41 条に決めた期間内に修理、復元又は維持作業の実行に対する許可申請に芸術担当大臣が返答しなかった場合には、所有者はその責任を負わない。

第45条【広告の禁止】

指定記念物の内外、さらにその可視範囲におけるポスター、掲示板、宣伝、照明装置、音声などによるあらゆる形の広告を禁止する。

また、芸術担当大臣が許可した広告専用場所以外での指定景勝地及び可視範囲における広告を禁止する。

第46条【観光組織】

1. 指定記念物及び景勝地又は補充目録に登録された記念物及び景勝地、さらには可視範囲内のあらゆる観光組織(organisation de spectacle)は芸術担当大臣の事前許可を必要とする。

2. 芸術担当大臣は指定記念物及び景勝地又は保管目録に登録された記念物及び景勝地、さらには可視範囲内での写真及びビデオ撮影を禁止すること、又はその行為を規制することができる。

D) 指定解除

第47条 [国の提案又は所有者の申請による指定解除]

1. 指定景勝地又は記念物の全体又は一部分の指定を国の提案又は公的又は私的所有者の申請によって解除することができる。

2. 指定解除は歴史的、芸術的、考古学的性質上、本条例第 19 条に定めた国益が消失した場合にのみ生じる。

第48条 [指定解除の通知方法]

1. 指定解除は、芸術担当大臣の行政決定によって、記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後、前記第 30 条に定めた条件と同じ条件にて宣言される。

2. 所有者への指定解除の決定通知、登記所での公示、及び歴史景勝地及び歴史的記念物の公式一覧からの抹消は、本条例第 28 条、第 31 条、第 32 条及び33条にあたる書式と同様の書式にて行なう。

第2節 補充目録

第49条 [補充目録への登録]

1. 第 19 条及び第 20 条の適用対象物でありながら、ある理由によって即時指定手順の対象とならない歴史的記念物及び歴史景勝地は、いつでもその全体又は一部分を景勝地及び記念物の補充目録に登録できる。

2. 建物不動産又は更地、及び指定記念物又は景勝地、もしくは補充目録に登録された記念物又は景勝地の可視範囲内に位置する土地に定着する不動産はすべて同様に登録できる。

第50条【補充目録への登録の宣言】

1. 補充目録への登録は、記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後、芸術担当大臣の行政決定によって前記第30条に定めた条件にて宣言される。

2. 行政決定には以下のことを示す。

- (1) 記念物の性質又は場所
- (2) 地形
- (3) 指定地の周囲、必要な場合はその可視範囲
- (4) 宣言された登録の全体又は部分的な広がり
- (5) 特殊地役
- (6) 登録決定日
- (7) 所有者の名称

3. 県知事は本条例第23条、第31条及び第32条に定めた形式によって、公的又は私的所有者又はその代表者又は権利所有者に対して行政決定を通知する。

4. 同様に、県の記録に保管する為に知事とその景勝地又は記念物が位置する市町村の市民委員長に行政決定を通知し、また必要があれば、受益者又は占有者に通知する。

第51条【補充目録への登録効果】

1. 補充目録への登録には、本条例第34条及び第46条に定めた指定の一般的効果が十年間発生する。

2. 十年間最終的な指定が行なわれなければ、芸術担当大臣は補充目録からその景勝地又は記念物を削除する義務がある。この削除は第25条及び第31条に定めた書式にて所有者に、必要があれば受益者又は占有者に対して通知し、指定解除の省令と同様の条件で登記所に公示する。

3. 補充目録に登録された景勝地又は記念物の未指定及び登録削除に際して、所有者、受益者又は占有者全てに対していかなる賠償も生じない。

第3節 公用の為の収用

第52条【公用収用の為の調査】

指定景勝地又は記念物、指定申請中の如何なる景勝地又は記念物、もしくは補充目録に登録された如何なる景勝地又は記念物の全体又は一部分を公用の為の収用 (expropriation pour cause d utilité publique) を目的とした調査に含めるには、芸術担当大臣の合意が必要となる。

第53条【保護を目的として公用の為の収用手続き】

1. 国、県及び市町村は、歴史景勝地又は歴史的記念物を同様に、指定されたか指定申請中か補充目録に登録された歴史景勝地又は歴史的記念物の全体又は一部に対して、保護を目的として、公用の為の収用手続きをとることができる。

2. 同権限を、本条例第22条に定めた条件によって指定されたか指定申請中か補充目録に登録された景勝地又は記念物の可視範囲に位置する建物のある不動産又は更地全てに適用する。

第54条【公用の宣言】

公用は次の様に宣言される。

その景勝地又は記念物を国が収用しなければならない時は政令によって

その景勝地又は記念物を県又は市町村が、現行規則が定めた規則に従って、且つ前記第52条に定めた芸術担当大臣の同意によって収用しなければならないときには県令によって

第55条【指定効果の適用】

1. 所轄省庁が未指定の不動産の所有者に収用意思を通知した日から、対象となる不動産すべてに指定効果が正当な権利として適用される。通知後十二ヶ月を経過しても公用の宣言がなかった場合には、効果を失う。

2. 公用が宣言される時、その不動産を芸術担当大臣の行政決定による手続きなしで指定することができる。指定行政決定が通知されない場合、不動産には仮の指定効果を適用し続けるが、公用の宣言から六ヶ月間、所轄省庁によって収用を前提とする手続きが行なわなければ、不動産に対する規定は正当な権利として破棄される。

第4節 国の先買権

第56条【国の先買権】

1.既に指定されたか指定申請か補充目録に登録された建物のある不動産又は更地が有償又は無償で譲渡される場合、本条例第2条及び第37条に従って国は先買権を行使することができる。

2.前記第37条の規定に従って、公務員又は芸術担当大臣による当該不動産の譲渡計画が通知された直後に、芸術担当大臣は二ヶ月の期間を設けて先買権の行使意思の有無を知らせる。二ヶ月間連絡がなければ、先買権行使が放棄されたことを意味する。

3.示談によって売り手との合意に到らなかった場合、先買権による取得不動産の価格は、公用の為の収用に対する適用規則に則って決定する。

第2款 動的な歴史的記念物

A) 原則

第57条【みなし歴史的記念物】

歴史、芸術及び考古学の見地からある種の国益を有する動産又は土地に定着した不動産 (immobiliers par destination) で、特に発掘された物を、本条例第3条に従って歴史的記念物と看做す。

第58条【事前調査と保存措置】

国は指定又は補充目録への登録手続きに先立って前記第57条に記した物を調査し、有用な保存措置をすべて行使することができる。

B) 指定

a) 指定手順

第59条【保持者の義務】

指定の可能性がある動産物 (objet mobilier) を保持する者は、国が当該物の由来を調査研究することを認め、有用な資料をすべて提出する義務がある。

第60条【国益を有する動産物の指定】

1.前記第57条に記した国益を有する動産物を、国の提案もしくは公的又は私的な取得者の申請によって指定することができる。

2.記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後、本条例第30条に従って当該物を芸術担当大臣の行政決定によって指定する。

第61条【指定の行政決定の通知】

指定の行政決定を行政措置として指定動産の取得者全員に通知する。

第62条【みなし指定日】

本条例付属2に掲載した一覧表における動産はすべて、本条例をアルジェリア共和国の官報に公示した日をもって指定したものと看做す。

第63条【指定動産一覧表の通知】

指定動産の一覧表は、芸術担当大臣から知事、公売担当の公務員及び省庁、並びに司法公認専門家 (experts agréés près les tribunaux) に通知される。

b)指定効果

第64条【補償権】

指定に際し、指定物の公的又は私的取得者の利益となるような補償権は一切生じない。

第65条【指定効果の存続】

指定の効果は指定物が何人に渡ろうとも存続する。

第66条【受益権の維持】

指定物の取得者は、取得者が受益権を保存し、国の地役を遵守することを条件としてその受益権を維持できる。

第67条【受益権の譲渡許可】

芸術担当大臣は指定物の受益権を、同じ義務を負う別の取得者へ譲渡することを許可することができる。

第68条【分割、解体の禁止】

指定された動的歴史的記念物又は補充目録に登録された動的歴史的記念物を分割又は解体することを禁止する。

第69条【盗難、紛失、破損の通告義務】

物の盗難又は紛失、不可抗力による破損が発生した場合、取得者は二十四時間以内に所轄省庁に加え、芸術担当大臣に通告する責任を負う。

第70条【義務不履行による受益権の廃止】

第66条から第69条に定めた義務を履行しなければ、当然ながら、予告も補償もなくその受益権を廃止する。

第71条【国家の収蔵】

国家遺産の保全目的上、指定物はすべて本条例第3条の規定に従って、記念物と景勝地の国民委員会の意見を得た後、国家の所蔵(collections nationales)として位置付けできる。

第72条【補充目録登録による指定効果】

補充目録への動的歴史的記念物の登録は十年間、すべての指定効果をもたらす。

第3款 歴史景勝地及び歴史的記念物の管理及び保護

第73条【所有者、受益者、受託者】

指定されたか、指定申請中か、補充目録に登録された景勝地、或いは動産又は不動産の歴史的記念物の所有者、受益者(affectataire)又は受託者(dépositaire)はすべてその物の管理者(gardien)であり、その景勝地又は記念物を保護及び保全する義務を負う。

第74条【国、県、市町村の責任】

1. 国、県又は市町村の様々な機関は、指定されたか、指定申請中か、充目録に登録された不動産及び動産物を所有者、受益者、受託者として確実に管理し保護する責任を負う。これらの機関は、本条例第37条から第45条に従って必要な措置を講じる。
2. 措置を講じる際に必要な費用は、部分的な建築又は解体の費用を除き、前記機関に課す。費用は予算に計上する。
3. 芸術担当大臣が認めた必要措置をそれらの機関が講じなかった場合、芸術担当大臣は記念物及び景勝地に関する国民委員会の意見を得た後、行動を命じる。

第75条【大臣による緊急措置】

1. 指定されたか指定申請中か補充目録に登録され、且つ第74条に記した機関に属する物が保全上又は保安上危機的な状況にあると考えた時、又は所有機関、受益機関又は受託機関がその事態を改善する為に必要な措置を講じていない、又は講じることができないと考えた時、芸術担当大臣は、記念物と景勝地に関する国民委員会の意見を得た後、保護の緊急措置すべてを命じることができる。
2. 歴史景勝地、或いは動産又は不動産歴史的記念物の管理者は、芸術担当大臣によって認可された者でなければならない。

第76条【動産歴史的記念物の取得者】

動産歴史的記念物の公的又は私的取得者はすべて前記規定に従って当該記念物を管理し、現行規則に従って責任を果たさなければならない。

第四編 景勝地及び天然記念物

第77条【国家遺産】

景勝地及び天然記念物は国家遺産の一部であり、国の保護下に置かれる。

第78条【自然風景等】

国益において保全及び保護の必要性が正当化される芸術的、歴史的、伝説的又は独特の性質を有する自然の風景又は景色はすべて、景勝地又は天然記念物と看做することができる。

第79条【保全及び保護の保証】

景勝地及び天然記念物の保全保護を、指定措置又は補充目録への登録によって保証する。

第80条【指定の規制】

本条例第78条に記した性質を有する景勝地又は天然記念物は指定の規制下にある。

第81条【可視範囲内】

景勝地、若しくは記念物の周辺又は可視範囲において、保護を定めた不動産を、景勝地又は天然記念物の指定区域に含めることができる。

可視範囲の地役は記念物及び景勝地に関する国民委員会によって、個々に設定する。

第82条【みなし指定】

本条例付属3の一覧に掲載した各県の景勝地及び天然記念物は、すべて指定したものと看做す。

第83条【現状維持義務】

1. 芸術担当大臣が行政手段によって、その景勝地又は天然記念物の公的又は私的所有者に指定審査の開始を通知した日より、当該所有者は、地元の現在の地役と建物の通常の保守を条件として現状に一切の変更を行なわないこと、特に樹木の伐採を行なわない義務を負う。

2. 通知から三年間指定の行政決定がなければ、この保護措置の適用を解く。

第84条【景勝地及び天然記念物の指定】

景勝地及び天然記念物を、公的又は私的所有者の申請、もしくは国の提案によって指定す

る。

第85条〔所轄大臣による申請〕

- 1.景勝地又は天然記念物が国に所属する場合、指定申請書はその景勝地又は記念物の所在場所の所轄大臣が作成する。
- 2.景勝地又は天然記念物が県又は市町村に所属する場合、指定申請書は法律上の代表者が作成する。
- 3.景勝地又は天然記念物が私法上の個人又は法人に所属する場合、指定申請書はその所有者又はその代表もしくは所有権を持つ者が作成する。
上記3つの場合、芸術担当大臣の行政決定によって、記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後に指定を行なう。

第86条〔指定申請書〕

- 1.公的又は私的所有者から提出された指定申請書はすべて、指定されるべき景勝地又は記念物を文章又は図表で表した文書、特に写真文書を添付しなければならない。
- 2.しかしながら芸術担当大臣は、如何なる場合にも公的又は私的所有者から提出された指定申請の事実拘束されることはない。

第87条〔指定審査の開始〕

- 1.芸術担当大臣は、景勝地又は天然記念物の指定審査を随時開始することができる。
- 2.景勝地又は記念物が国に所属する場合、審査開始をその景勝地又は記念物の存在場所の所轄大臣に対して通知する。
- 3.景勝地又は記念物が県又は市町村に所属する場合、審査開始をその法律上の代表者に対して通知する。
- 4.景勝地又は記念物を私法上の個人又は法人に所属する場合、その所有者、代表又は権利保有者に対して審査開始を通知する。

5.景勝地又は記念物が如何なる者に所属する場合も、審査開始が公共機関に影響が及ぶ場合には、その機関の代表者に同様に通知する。

6.共有の景勝地又は天然記念物を指定する場合、役場での通算二ヶ月間の掲示、官報への公示をもって、各所有者又は受益者への通知に代える。

第88条【所有者からの異議申立】

1.指定審査の開始が公的又は私的所有者に通知された後二ヶ月間、所有者は書面によって異議を申し立てることができる。二ヶ月間異議を提出しなければ、所有者が指定に同意したものと看做す。

2.国の文化的利益に関する優先順位の深刻な理由から省庁又は個人所有者が作成し提出した指定への異議は記念物及び景勝地に関する国民委員会に委ねられる。

第89条【指定の行政決定】

1.芸術担当大臣は記念物及び景勝地に関する国民委員会の意見を得た後、指定を行政決定によって宣言する。

2.六ヶ月以内に国民委員会が意見を表明しなければ、芸術担当大臣が一方向的に決定する。

3.前記第88条に記した異議が提出された場合、記念物及び景勝地に関する国民委員会の合意がなければ指定することができない。

第90条【指定行政決定の所有者への通知】

指定行政決定を本条例第87条に定めた書式を用いて公的又は私的所有者に対して通知する。行政決定は指定条件を明示し、地役を決定する。

第91条【県知事への通知】

指定行政決定を、抵当権登記所での公示の為に、その景勝地又は記念物の所在場所の県知事に対して通知する。

第92条【公式一覧表への登録】

1. 指定景勝地又は記念物は、県が作成した景勝地及び天然記念物の公式一覧表に即座に登録される。
2. 公式一覧表は以下のことを記す。
 - (1) 景勝地又は記念物の特性
 - (2) 地形
 - (3) 指定地の周辺
 - (4) 特殊地役
 - (5) 指定の決定日
 - (6) 所有者の名称

第93条【指定の範囲】

景勝地又は天然記念物を指定することは、その周囲及びその可視範囲内に位置するすべての建物のある不動産を指定することを意味する。

第94条【補償権】

指定によって、公的又は私的所有者の利益になるような補償権は生じない。

第95条【指定効果の存続】

指定の効果は指定景勝地又は天然記念物が何人の手に渡ろうと存続する。

第96条【譲渡許可】

1. 所有者が誰であれ、指定景勝地又は天然記念物の全体又は一部分の譲渡には芸術担当大臣の許可が必要である。
2. 有償又は無償による譲渡計画をすべて、譲渡に関係する公務員又は大臣が芸術担当大臣に通知しなければならない。大臣は国の先買い権の行使を保留する。
3. 芸術担当大臣はその権限を通知後二ヶ月以内に行使する。二ヶ月経過後は、譲渡に合意したものと看做す。

4.本条例第 112 条に従って観光大臣と芸術担当大臣の共同行政決定によって景勝地を指定する時、その条件における指定景勝地の全体又は一部分の譲渡計画は両大臣に伝えなければならない。両大臣は共同で決定を通知し、必要があれば先買い権を行使する。

第97条【公的収用目的での調査】

指定されたか、指定申請中の景勝地又は天然記念物を、公的収用目的での調査に含めるには、芸術担当大臣の承認が必要である。

第98条【現状変更の権利】

1.指定景勝地又は天然記念物の関連規定により、現状を修正又は変更する性質の権利を取得することは誰にもできない。

2.指定景勝地又は天然記念物の関連規定により、芸術担当大臣の承認がなければいかなる地役も確立できない。

第99条【新規収用】

指定されたか、指定申請中の景勝地又は記念物の全体又は一部を新規収用するには、芸術担当大臣の事前許可が必要である。大臣は四ヶ月の期間を設けて、収用を承認又は拒否する。四ヶ月経過後は収用に合意したものと看做す。

第100条【現状変更の対象】

1.指定されたか、指定申請中の景勝地又は天然記念物を、その可視範囲も同様に、所有者が誰であれ、現在行われている僻地 (fonds ruraux) の収用は例外として、芸術担当大臣の承認なく現場の状態に対する何らかの変更の対象となり得ない。

2.本条例第6条及び第19条に定めた考古学的発掘作業以外に、次の行為をこの措置の対象とする。

伐採作業

地上又は地下への電線もしくは電話線の敷設、同じくガス又は石油の導管の敷設

新規の建築すべて及び現建物の外装変更すべて

3.その他、指定されたか指定申請中の景勝地又は天然記念物内、同じくその可視範囲内に動産物を永久的に設置する際には、同様の承認が必要となる。

公的又は私的所有者が作成した承認を申請する際は、必要文書に加えて、計画されている作業内容を添付しなければならない。

芸術担当大臣は申請日から四ヶ月の期間を設け、技術機関の意見を得た後、申請書を承認、否認又はその計画への修正要求を書面で通知する。四ヶ月経過後は、承認したものと看做す。

計画修正を要求した場合、芸術担当大臣は修正計画の日から二ヶ月の期間を設け、その承認又は否認を書面で通知する。二ヶ月経過後は承認したものと看做す。作業は承認された計画書に沿って行なわなければならない。

第101条【都市計画規制】

指定景勝地又は天然記念物が、その可視範囲も含めて、都市計画の規制を適用する建築許可が必要な市町村内に位置している時には、都市計画の所轄省庁から芸術担当大臣に対して建築許可申請書を提出し、芸術担当大臣は文書の受領から二ヶ月の期間を設けて、その返答を通知する。後者の承認、否認、又は修正要求の通知は建築許可に関する決定書に言明し、都市計画の所轄省庁へ通知しなければならない。

第102条【広告等】

1.ポスター、広告板、電飾、音声などのあらゆる形の宣伝広告は、景勝地又は天然記念物、加えてその可視範囲内も禁止する。芸術担当大臣が許可した広告用の専用地を除く。

2.指定景勝地又は天然記念物、もしくは指定申請中の景勝地又は天然記念物、さらにその可視範囲内に観光事業を設立する際には、すべて芸術担当大臣の事前許可を必要とする。

第103条【指定解除】

1.景勝地の全体又は一部分の指定を国の提案、若しくは公的又は私的所有者の申請によって解除することができる。

2.指定解除は、本条例第78条に定めた国益が消滅した場合のみ行なうことができる。

104条【指定解除の宣言】

1. 指定解除は、記念物及び景勝地に関する国民委員会の意見を得た後、芸術担当大臣の行政決定によって宣言する。
2. 所有者に対する指定解除決定の通知、登記所での公布、及び公式一覧からの削除は、本条例第20条及び第91条に定めた書式にて行なう。

第105条【国益の為の収用】

芸術担当大臣は国の名において、本条例第55条に定めた書式にて、既に指定されたか、指定申請中か、補充目録に登録された景勝地又は天然記念物を前記第78条に記した国益を理由として収用できる。

第106条【公的収用手続】

国、県及び市町村は、芸術担当大臣の同意により、景勝地及び天然記念物に対して公的収用手続きを開始することができる。

第107条【補充目録への随時の登録】

1. 前記第77条及び第78条が適用された景勝地及び天然記念物で、ある理由によりすぐに指定手続きの対象とならなかった景勝地及び天然記念物は、随時、その全体又は一部分を景勝地及び天然記念物の補充目録に登録することができる。
2. 当該景勝地又は天然記念物の周囲もしくは可視範囲を保護する為に周囲の建物のある不動産又は更地を、同様の条件で登録することができる。

第108条【補充目録登録の為の行政決定】

1. 補充目録への登録は、記念物及び景勝地の国民委員会の意見を得た後、芸術担当大臣の行政決定によって、本条例第83条に定めた条件において宣言する。
2. 行政決定は以下の点を明示する。
 - (1) 景勝地又は記念物の特性

- (2) 地形
- (3) 指定地の周囲及び必要な場合には可視範囲
- (4) 発生した指定の全体又は一部分の広がり
- (5) 特殊地役
- (6) 所有者の名称
- (7) 指定の決定日

3.知事は公的又は私的所有者もしくはその代表者、権利所有者に対して、本条例第90条及び第91条に定めた書式にて行政決定を通知する。

第109条【補充目録登録による指定効果】

- 1.補充目録への登録によって、一般的な指定効果が三年間生じる。
- 2.最終的な指定が三年間行なわれなければ、芸術担当大臣が補充目録からその景勝地又は天然記念物を削除する義務を負う。この削除は本条例第90条、第91条及び第104条に定めた書式にて通知される。

第110条【指定解除に伴う補償権】

補充目録に登録された景勝地又は天然記念物の指定の解除によって、その削除も同様、所有者又は占有者すべての利益となるような補償権は一切生じない。

特別措置

第111条【経済利益と指定の関係】

- 1.経済上の利益を有する、鉱山、森林、湖、水路、河川、エネルギー資源などの景勝地及び天然記念物は関係大臣の同意がなければ指定できない。
- 2.関係大臣は芸術担当大臣から文書が送達された日より二ヶ月以内に指定に関する決断を下さなければならない。二ヶ月経過後は承諾したものと看做す。
- 3.芸術担当大臣と関係大臣が同意に達しなければ、景勝地又は天然記念物を政令によって指定することはできない。

第112条【特別調査】

- 1.観光大臣より保護及び観光価値設定を目的として示された景勝地及び天然記念物を、記念物及び景勝地に関する国民委員会の特別調査の対象とする。
- 2.当該景勝地を芸術担当大臣と観光大臣の共同行政決定によって指定する。

第113条【共同行政決定による指定】

景勝地を前条に従って芸術担当大臣及び観光大臣の共同行政決定によって指定した時、本条例第99条から第106条までに適用された措置に両大臣の同意を必要とする。

第114条【準用】

前記第112条及び第113条の規定を考慮の上、歴史景勝地及び歴史的記念物の保管及び保全に関する第73条から第76条を景勝地及び天然記念物に対しても適用する。

第五編 罰則

第115条【無許可移動】

- 1.物を許可なく移動した場合及び以下の条項に違反した場合には、損害賠償及び財産の没収に加えて、100ディナールから2,000ディナールまでの罰金を科す。

第6条:芸術担当大臣の許可なく発掘及び試掘を行なった場合

第14条及び第16条:偶然の発見を通知しなかった場合

第18条:許可された発掘の過程で発見を通知せず、発見された物を国に引き渡さなかった場合

- 2.再犯の場合には、100ディナールから2,000ディナールまでの罰金に加えて、一ヶ月から六ヶ月の禁固刑を科す。

- 3.芸術担当大臣は犯罪者の費用負担で現状明細の復元も要請できる。

第116条【売却又は隠匿】

1.以下の条項に違反した場合には、損害賠償及び財産の没収に加えて、一ヶ月から六ヶ月間の禁固及び500ディナールから2,000ディナールまでの罰金を科す。罰金は売値の二倍を科すこともできる。どちらかの刑のみを科すこともできる。

第13条及び第18条:偶然又は許可された発掘の過程で発見された物を売却又は隠匿した場合

第14条:海中調査によって発見された物を売却又は隠匿した場合

2.未遂犯罪は、違法行為と同罪とし、同じ刑を科す。

3.再犯の場合には、現条項で定めた禁固期間及び罰金を合算する。

第117条【故意の破損等】

1.発掘現場、許可された発掘の過程又は偶然の発見物を故意に破壊、破損又は損傷した者は、損害賠償及び財産の没収に加えて、二ヶ月から五年間の禁固刑及び500ディナールから2,000ディナールの罰金を科す。

2.未遂犯罪は違法行為と同罪とし、同じ刑を科す。

3.再犯の場合には、最低刑及び最高刑の二倍を科す。

第118条【事前許可なき譲渡】

1.以下の条例措置に違反した場合には、損害賠償に加えて200ディナールから4,000ディナールまでの罰金を科す。

第37条1項及び第51条1項:指定された景勝地又は不動記念物もしくは補充目録に登録した景勝地又は不動記念物の全体又は一部分を事前の許可なく、譲渡した場合

第96条及び第109条:指定された歴史景勝地、歴史的記念物、景勝地又は天然記念物もしくは補充目録に登録した歴史景勝地、歴史的記念物、景勝地又は天然記念物を事前の許可なく、譲渡した場合

第40条及び第51条と第90条及び第109条:指定された歴史景勝地、歴史的記念物、景勝地又は天然記念物もしくは補充目録に登録した歴史景勝地、歴史的記念物、景勝地又は天然記念物を事前の許可なく、新規に財産に編入した場合

2.売却に関係した公務員及び大臣にも刑事責任及び行政責任を課す。

3.再犯の場合には、前記の最低刑及び最高刑の二倍を科す。

第119条【分割又は解体】

1.以下の条例に違反した場合、不法作業を命じた者又は着手した者に違反損害賠償に加えて、1,000 デイナールから 10,000 デイナールの罰金を科す。

第 24 条、第 51 条及び第 83 条：指定審査の開始及び補充目録への登録に影響を与えた場合

第 38 条：指定景勝地又は不動記念物もしくは補充目録に登録された景勝地又は不動記念物を分割及び解体した場合

第 39 条 2 項及び 3 項、第 93 条 2 項、第 51 条、第 109 条：地役を不法に確立した場合

第 41 条、第 100 条、第 51 条及び第 109 条：指定景勝地又は不動記念物もしくは補充目録に登録された景勝地又は不動記念物、その可視範囲での禁止された建築、無許可又は許可に従わずに変更した場合

第 55 条及び第 105 条：収用申請の通知に影響を与えた場合

2.再犯の場合には、前記の最低刑及び最高刑の二倍を科す。

3.芸術担当大臣は、犯罪者の費用で示談又は裁判所の命により、現状明細の復帰を要求することもできる。

4.必要な場合には、犯罪者の費用による、差し押え法廷によって料料を決定し行政処分によって職権による施行を命じることができる。

第120条【可視範囲】

1.宣伝、ポスター、観光組織の歴史景勝地又は景勝地及びその可視範囲に関する第 45 条、第 46 条、第 102 条、第 51 条及び第 109 条の規定に違反した場合には 200 デイナールから 1,000 デイナールの罰金を科す。

2.再犯の場合には、罰金を 100,000 デイナールまで科すことができる。

第121条【動産歴史的記念物の売却又は隠匿】

1.以下の条項に違反した場合には、損害賠償及び財産の没収に加えて、一ヶ月から六ヶ月間の禁固刑及び 500 デイナールから 2,000 デイナールまでの罰金を科す。罰金は売値の二

倍とすることができる。どちらかの刑を科すこともできる。

第3条、第65条、第66条、第67条、第72条及び第51条：指定されたか補充目録に登録された動産歴史的記念物を売却又は隠匿した場合

第68条及び第51条：指定されたか補充目録に登録された動的歴史的記念物を分割又は解体した物を売却又は隠匿した場合：その物を取得した場合は共犯と看做す。

2.再犯の場合には、前記の罰金及び禁固刑を合算する。

第122条【収用】

1.指定されたか補充目録に登録された動産歴史的記念物を収用した場合には 500 デイナールから 100,000 デイナールの罰金を科す。

2.再犯の場合には、一ヶ月から六ヶ月間の禁固刑を科す。

123条【通知懈怠】

1.本条例第69条及び第16条に記された通知を二十四時間以内に行なわなかった場合、100 デイナールから 1,000 デイナールの罰金を科す。

2.再犯の場合には、最低刑及び最高刑の二倍を科す。

第124条【景勝地、記念物の破壊等】

1.何人であれ、動産又は不動産の歴史景勝地又は歴史的記念物、或いは指定された景勝地、天然記念物、若しくは補充目録に登録されたものの全体もしくは一部分を故意に破壊、破損又は損傷した者は、損害賠償に加えて、二ヶ月から五年間の禁固刑及び 500 デイナールから 2,000 デイナールまでの罰金を科す。これは刑法に関する 1966 年 6 月 8 日付け条例第 66-156 号第 160 条に準拠する。

2.犯罪未遂は、違法行為と同罪と看做し、同じ刑を科す。

3.再犯の場合には、前記の最低刑及び最高刑の二倍を科す。

第125条【懈怠による破損等】

1.指定されたか補充目録に登録された歴史景勝地、若しくは動産又は不動歴史的記念物、景勝地又は天然記念物の保管人 (conservateur) 又は管理人で、第 73 条、第 74 条、第 76 条及び第 114 条に定めた義務を負い、その重大な懈怠によって、監視していた不動産又は物の全体もしくは一部分を破壊、破損、損傷、詐取せしめた者に、損害賠償に加え、八日間から三ヶ月間の禁固及び 100 ディナールから 4,000 ディナールの罰金又はそのどちらかの刑を科す。

2.再犯の場合には、前記の刑を合算する。

第126条【普通法司法手続以外の調査等】

第 115 条から第 126 条までの条項に違反した場合には、芸術担当大臣の請求により、普通法 (droit commune) の司法手続以外の調査又は確認を行なう。最悪の場合、違反を証明する為に宣誓した係員の調書によって、違反行為を証明することができる。

第127条【準用】

刑法に関する 1966 年 6 月 8 日付け条例第 66-156 号の情状酌量に関する第 53 条を本規定において適用する。

第六編 組織

第128条【委員会の設置】

芸術担当大臣の下、記念物及び景勝地に関する国民委員会を設ける。

第129条【構成員】

- この委員会は次の委員によって構成される。
 - 芸術担当大臣又はその代理人を議長として
 - 党の代表 2 名
 - 内閣総理大臣の代理人 1 名
 - 国防省の大臣の代理人 1 名
 - 内務大臣の代理人 1 名
 - 財務・計画省の大臣の代理人 1 名

農業及び農地改革省の大臣の代理人1名
情報省の大臣の代理人1名
産業省及びエネルギー省の大臣の代理人1名
郵政、通信省の大臣の代理人1名
公共事業・建設(都市計画及び領土管理)省の大臣の代理人2名
観光省の大臣の代理人2名
青少年・スポーツ省の大臣の代理人1名
永代財産省の大臣の代理人1名
教育省の文化局長
教育省の特別教育局長
芸術・博物・図書館の副局長
古代文明局長
古代文明検査官
歴史的記念物の建築長
国立博物館長
国立芸術学院長
都市計画研究所長

2.芸術担当大臣は、委員会員以外に、個々の問題に有益だと思われる意見を持つ有資格者を委員会にその決断によって召喚し、意見を聞くことができる。

第130条【記念物及び景勝地の国民委員会】

記念物及び景勝地の国民委員会は芸術担当大臣の下に置かれる。委員会は芸術担当大臣の招集によって、つまり他省の提案を元に、開催される。

第131条【国民委員会】

国民委員会は最低年二回開催する。

第132条【委員会の定足数】

1.委員会の討議の最低定足数を12名とする。票決が割れた場合には、議長が裁決権を持つ。

2.定足数に達しない場合には、二週間以内に改めて委員会を招集し、委員会員の過半数

の出席によって有効な討議を行なう。

第133条【記念物及び景勝地に関する国民委員会】

1. 記念物及び景勝地に関する国民委員会は次の決断権限を持つ。

動的又は不動の歴史的記念物及び景勝地及び天然記念物の指定、指定解除、補充目録への登録の提案に対する決断

計画された作業が指定された歴史的記念物、歴史景勝地、天然記念物又は景勝地の現状明細に重大な変更をもたらす場合。最終的には、委員会がまず全体計画を、次に最終計画を承認しなければならない。

2. 委員会は芸術担当大臣から記念物及び景勝地に関するその他の問題に関する意見を求められることもある。

第134条【記念物及び景勝地に関する委員会】

1. 記念物及び景勝地に関する委員会を各県で以下の会員によって組織する。

知事を議長として

党の代表1名

芸術担当大臣の代理1名

学術調査員

考古学区画長

公共事業、水力事業及び建築局の県局長

都市計画の県の局長、なければ都市計画研究の中央サービスの代表

森林とその保護、土壌復元機関の代表1名

公有地局長

青少年・スポーツ局の県の調査員

県の文書保管人

観光局の地域代表

2. 知事は、個々の問題に役立つ意見を持つ有資格者を、特に関連市町村の人民集会の長を委員会に召喚し、意見を聞くことができる。

第135条【県委員会】

1. 県委員会は歴史的記念物、歴史景勝地又は天然記念物、景勝地の指定又は補充目録

登録の申請を国民委員会に提案することができる。

2. 委員会は、文書の予審上で必要な情報要素を国民委員会に提出しなければならない。

3. 県委員会は当然、指定された歴史景勝地又は歴史的記念物、指定申請中の歴史景勝地又は歴史的記念物、もしくは補充目録へ登録された歴史景勝地又は歴史的記念物に行なわれ、さらにその可視範囲内で行なわれるあらゆる建築又は改修計画を把握する。

4. 県委員会は、その意見を芸術担当大臣に四十五日以内に伝え、大臣は本条例 42 条及び第 101 条に従ってその返答を発表する。

5. 県委員会を年間最低二回開催する。会議の議事録は芸術担当大臣に渡される。

第136条【書記局】

1. 考古学区画の責任者、学術研究員及び都市計画の県の調査員が保証する常任書記局を県の委員会に設ける。書記局は委員会議会の招集、議事日程の決定及び文書の準備を行なう。

2. 常任書記局は、隔月毎に集会する。

第137条【廃止】

本条例に反するすべての措置を廃止する。

第138条【公示】

本条例をアルジェリア民主人民共和国の官報に公示する。

アルジェにて 1967 年 12 月 20 日

ウアリ・ブムディエンヌ

註: 各条文の見出しは、当センターによる。